

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱

平成 30 年 6 月 18 日
小美玉市告示第 120 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小美玉市（以下「市」という。）で新規就農した意欲ある担い手の、農業開始時に必要とする経費負担の軽減や、経営規模の拡大、及び経営の多角化等に取り組む際に必要な農業用機械又は施設を導入する費用に対し、予算の範囲内において新規就農者営農定着支援事業（以下「本事業」という。）の補助金を交付することについて、小美玉市補助金等交付規則（平成 18 年小美玉市規則第 41 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市において青年等就農計画の認定を受けている者、かつ、農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は経営開始資金の交付を受けている者
- (2) 市内に住所を有している者
- (3) 生計を同一とする世帯において、市税を滞納していないこと。

(補助の内容)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業費（以下「補助対象事業費」という。）は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める費用とする。ただし、トラックなどの車両、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものは除く。

- (1) 農業機械整備事業 移植、収穫、防除又は耕起等に必要な機械の購入に要する経費
 - (2) 農業用施設等整備事業 農業用施設の整備に要する経費
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた事業の実施に要する経費
- 2 補助率は、補助対象事業費の 30%以内（上限 1 件あたり 100 万円）とする。
 - 3 前項の規定により算出した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 4 補助金の交付は、同一の交付対象者につき年度 1 回を限度とする。
 - 5 中古機械等の場合は、原則として 2 年以上の法定耐用年数が残っているもので、農機会社の鑑定書又は証明書を提出できるものとする。

(補助金の交付申請等)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、新規就農者営農定着支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

2 前項の申請書を提出するに当たって、補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額(以下「当該補助金に係る消費税仕入れ控除額」という。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入れ控除額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金交付の決定)

第5条 市長は、補助金の額を決定したときは、速やかに新規就農者営農定着支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を補助金の交付を申請した者に通知する。

(事業計画の変更)

第6条 補助金の交付を受けた者は、当該決定通知を受けた後において、当該計画を変更又は中止しようとするときは、新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第3号)に必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更承認通知書(様式第4号)により、計画の変更を申請した者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し等)

第7条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 第12条第1項の事実が判明したとき。
- (4) その他法令又はこれに基づく市長の処分に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用するものとする。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者は、当該補助金を返還しなければならない。

(事業実績等の提出)

第8条 補助金の交付を受けた者は、その事業を完了したときは、当該補助事業完了

の日から起算して30日を経過した日、又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに新規就農者営農定着支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告された書類を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、新規就農者営農定着支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、補助金の交付を請求した者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（目標達成状況の報告）

第11条 補助金の交付を受けた者は、新規就農者営農定着支援事業目標達成状況報告書（様式第8号）に必要書類を添付の上、事業実施年度の翌年度の年度末までに市長に報告するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得し、若しくは効用の増加した財産を市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して利用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産が法定耐用年数を経過したときは、この限りではない。

2 市長は、前項の確認に必要があると認めたときは、当該財産の利用状況等を調査することができる。その際に、補助金の交付を受けた者は当該調査に応じなければならない。

（関係書類の保管等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、規則第3条の2に規定する帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る情報の公開に努めるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成30年6月18日から適用する。

附 則（令和4年告示第195号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年告示第116号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 年 月 日 号

小美玉市長 宛

住 所
氏 名
電話番号 — —

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付申請書

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

1 事業内容		
2 事業費等	事業費	円
	補助金額	円
3 事業計画と目標		
	事業実施年度 (現 状)	
	目標年度 (達成状況)	
4 目標確認資料		
5 着工予定年月日	年 月 日	
6 完了予定年月日	年 月 日	
7 添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票（謄本） <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> 申告書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）	

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、次の条件を付けて交付することに決定したので通知します。

記

1 事 業 内 容

2 補助金交付決定金額 円

3 補 助 条 件

- (1) この補助金は、小美玉市新規就農者営農定着支援事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。
- (2) 市の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。
- (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものであること。
- (4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書を市長に提出すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

小美玉市長 宛

住 所
氏 名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定があった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、関係書類を添えて承認を申請します。

1 事業内容		
2 変更事業費等	変更事業費	円
	変更補助金額	円
3 変更の理由		
4 添付書類	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> その他（ ）	

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、次の条件を付けて交付することに決定したので通知します。

1 事業内容	
2 変更補助金額	円
3 条件	
4 指示事項	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

小美玉市長 宛

住 所
氏 名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金実績報告書

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき事業実績報告書を提出します。

1 事業内容		
2 事業費等	事業費	円
	補助金額	円
3 事業完了年月日	年 月 日	
4 事業の概要 (内容・効果等)		
5 次年度以降への事業の取り組み内容		
6 添付書類	<input type="checkbox"/> 物品売買契約書 <input type="checkbox"/> 現場写真 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> 納品書 <input type="checkbox"/> 請求書 <input type="checkbox"/> 入出金伝票 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 補助金受領方法 <input type="checkbox"/> その他 ()	

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付する額を確定したので通知します。

記

1 事業内容

2 補助金確定額 金 円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

小美玉市長 宛

住 所
氏 名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金請求書

年 月 日付けで確定通知のあった小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金について、下記により、補助金 円を交付されたく請求します。

記

1 事業内容

2 補助金確定額 金 円

小美玉市長 宛

住 所
氏 名

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金目標達成状況報告書

小美玉市新規就農者営農定着支援事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 事業内容		
2 事業費等	事業費	円
	補助金額	円
3 事業計画と目標		
	事業実施年度 (現 状)	
	目標年度 (達成状況)	
4 目標確認資料		

○目標達成・未達成に関する理由や今後の取組内容

I 目標達成・未達成に関する理由

II 今後の取組内容